

## 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」 ロゴマーク取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」のロゴマークの使用に関し、必要な事項を定める。

### (ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、群馬県（以下「県」という。）に属する。

### (使用承認の申請等)

第3条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ県の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 県及び県が事務局を担うシルクカントリーぐんまプロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）等が主体となって使用する場合
- (2) 市町村等の公共団体等が使用する場合
- (3) 鉄道会社、旅行会社、雑誌社等が群馬県への観光誘客を目的としたキャンペーン、旅行商品、記事等に使用する場合
- (4) 新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (5) その他使用承認の手続きを必要としないと県が認めた場合

2 前項の規定により承認を受けようとする者は、ロゴマーク使用承認申請書（様式1）に次の各号に定める書類を添えて、県に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) ロゴマークの使用内容が分かる資料
- (3) その他県が必要と認める書類

### (資格要件)

第4条 前条に基づく使用申請をしようとする者は、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

### (使用承認等)

第5条 県は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を遅滞なく申請者に通知するものとする。

なお、次のいずれかに該当し、又はそのおそれのある場合、その他承認することが不適當と県が認めた場合は、これを承認しないものとする。

- (1) 県の信用又は品位を害する場合
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (3) 事業者等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合
- (4) 申請者が暴力団員等であることが判明した場合又は暴力団員等により使用される場合
- (5) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (6) その他承認することを県が不相当と認めた場合

(使用承認の条件)

第6条 県は、使用承認のために必要があると認める場合には、ロゴマークの使用法その他について、条件を付することができる。

(ロゴマークの使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある使用はしないこと。
- (2) 別に定める「世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」ロゴマークデザインマニュアル」に従い、色、形式などを正しく使用すること。
- (3) 承認された用途のみに使用し、第6条により県が指示する使用条件等がある場合には、その指示に従うこと。

(承認内容の変更等)

第9条 ロゴマークを使用する者が、使用承認の内容について、変更しようとする場合は、あらかじめ使用変更申請書（様式2）を県に提出しなければならない。

2 県は、前項に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承認するものとする。

(承認の取消し等)

第10条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取消し、ロゴマークを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者が、この要領に違反した場合
- (2) 使用者が、使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他、ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しのあった日以降、当該承認に係るロゴマークを使用してはならない。

(使用状況の調査等)

第11条 県は、使用者に、ロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第12条 県は、この要領によりロゴマーク使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

2 県は、第10条第1項に基づきロゴマークの使用承認を取り消された者に生じる経費（回収費用等）を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 県は、ロゴマーク使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項及びこの要領に関して生じた疑義については、県と使用者が協議して決定する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年3月26日から適用する。